



宮 崎 県 公 報

平成25年 6 月28日（金曜日）号外 第 39 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 （ 送 料 共 ） 1 年 36,000 円

目 次

規 則	頁
○現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則……………	(人事課) 1

規 則

現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年 6 月28日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第30号

現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

現業職員の給与に関する規則（昭和32年宮崎県規則第52号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
附 則	附 則 <u>（給料の特例）</u> 6 平成25年 7 月 1 日から平成26年 3 月31日までの間においては、 <u>給料月額（現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（平成18年宮崎県規則第34号）附則第 3 項の規定による給料を含む。）の支給に当たっては、給料月額から、給料月額に、100分の</u> <u>5.9（第 4 条第 2 項第 1 号に規定する加算額を受けない現業職員にあっては 100分の 4.4）を乗じて得た額に相当する額を減ずる</u> <u>。</u>

附 則

この規則は、平成25年 7 月 1 日から施行する。